

公益財団法人結核予防会結核研究所公的研究費不正防止計画

平成19年2月15日付（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下、「研究所」という。）における、公的研究費の扱いにおける不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、次のとおり、不正防止に関する計画を策定する。

I. 運営体制

1. 最高管理責任者兼統括管理責任者：所長

機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

防止計画推進部署とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

2. コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者：副所長

所内の各部局等における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

II. 不正防止計画

「ガイドライン第3節の2 実施上の留意事項①」 より、一般的なリスク	結核研究所における状況・防止計画
ルールと実態の乖離	・ 公的研究費の使用についての手引きを作成し、サイボウズ（イントラネット）を通して研究所のすべての構成員に配布するとともに、部科長会議等により、その周知徹底を図る。 ・ 公的研究費の使用ルールについて研究者等において疑義が生じた場合には、迅速に助言等ができるよう相談窓口（研究支援室）を設置し、誤った運用を未然に防止する。 ・ 使用ルールと運用実態に乖離がある場合には相談窓口（研究支援室）で受け付け、分析した上で、必要があれば使用ルール・規程類の再検討並びに改訂を実施する。
決裁手続が複雑で責任の所在が不明確	結核予防会経理規程細則において、金額により決裁者が定められている。
予算執行の特定の時期への偏り	研究計画に基づき、計画的な予算執行がなされているか、経費管理担当者が適宜確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

業者に対する未払い問題の発生	各部の事務職員と事務部の経理担当で、研究費執行についてダブルチェックを行っている。
競争的研究費等が集中している、又は新たに大型の競争的研究費等を獲得した部局・研究室	
取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）	原則としてすべての物品購入について、事務部経理課が業者の選定・発注から納品・検収までを行っている。
同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り	
検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）	
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用	
データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分	
	特殊な役務については、その役務に応じた内容確認資料の提出を求める。
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費による雇用をする場合には、事前に届け出るものとし、終了後は速やかに勤務日時・業務内容が確認できる書類の提出を求める。 ・ 勤務表等、本人署名欄及び監督者欄は自筆で記入することを求め、厳格なチェックを行う。
出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）	旅費を請求するときは、事務部において事実関係が明確となる書類等を確認する。
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境	研究費執行については必ず事務部の担当者が関わっている。

その他考え得るリスク	結核研究所における防止計画
時間の経過による研究所内での責任認識低下	毎年のコンプライアンス教育、啓発活動等により注意喚起を行う。
不正使用を発見した者が不利益を恐れて通報（告発）を躊躇する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益情報、研究活動の不正行為等にかかわる通報に際して、通報者が不利益を受けないことを規程において明確に定めるとともに、説明会等を通じてこのことの周知徹底を図る。 ・ 公益通報、研究活動の不正行為等にかかわる通報の通報先について、「研究不正防止規程」で定めている。説明会等やホームページ上での公開等により、その周知徹底を図る。 ・ 通報受付窓口(研究支援室)は、通報者の保護に最大限の注意を払うとともに必要な情報を収集することで、不正リスクの抑制、牽制と早期発見が図られる体制を整備する。

<p>公的研究費が公的な資金であるという意識の希薄化</p>	<p>研究者・事務職員が従うべき倫理基準を定めた「公益財団法人結核予防会倫理規程」を遵守し、コンプライアンス教育、説明会等やホームページ上での公開等により、その周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を図る。</p>
<p>時間の経過による、整備済の管理・監査体制及び策定された不正防止計画の陳腐化</p>	<p>公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画の適正性について、不正の発生要因を分析するとともに、ガイドライン等の改正状況も踏まえながら、定期的に確認・見直しを実施する。</p>
<p>インターネット等による発注ルールが明確でない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注に研究者のアカウントが必要・専門知識が必要、などの理由で研究者がインターネット等で直接発注をする場合は、事前に経理担当者に連絡をし内諾を得る。 ・時間外で経理担当者の内諾が得られないが緊急性が高い場合は、経理担当者にメール等で連絡の上、経理担当者の所属長の承諾を得るか、それも不可能な場合は研究者の所属長の承諾を得る。